

2月18日[㊤]から 申告相談が始まります



あっ、行かなきゃ!

相談受付時間 午前9時～11時
午後1時～3時30分
場所 町中央公民館

㊤税務課 課税係(☎78-3123)

▼平成25年度(平成24年分)住民税・国民健康保険税申告相談日程

※受付時間内に受付簿に記載してください

とき	行政区	所得の種類	
2月18日 [㊤]	平原、清源寺、上沖洲、腹赤、腹赤新町	年金所得のみ	
19日 [㊤]			
20日 [㊤]	折地、赤崎、高田、鷺巣、立野、向野、宮崎、赤田、葛輪、永方、塩屋、向野北、古城		
21日 [㊤]			
22日 [㊤]	新町、西新町、宮ノ町、松原、新山、宝町		
25日 [㊤]	磯町、上町、中町、下本、今町、下東、西荒神、東荒神、大明神		
26日 [㊤]	出町、建浜、駅通、梅田		
27日 [㊤]	平原、清源寺、上沖洲、腹赤、腹赤新町		全所得
28日 [㊤]			
3月1日 [㊤]			
4日 [㊤]	折地、赤崎、高田、鷺巣、立野、向野、宮崎、赤田、葛輪、永方、塩屋、向野北、古城		
5日 [㊤]			
6日 [㊤]			
7日 [㊤]	出町、新町、西新町、宮ノ町、松原、新山、宝町、磯町、上町、中町、下本、今町		
8日 [㊤]			
11日 [㊤]			
12日 [㊤]	下東、西荒神、東荒神、大明神、建浜、駅通、梅田		
13日 [㊤]			
14日 [㊤]			
15日 [㊤]			

※事業所得(営業所得、農業所得、不動産所得など)がある人は、年金所得のみには該当しませんので、全所得の申告日をご利用ください。
※土日・祝日などの受付および相談は、行っていませんのでご注意ください。

申告の必要がない人

- ①年金収入のみで、
・65歳未満の人で年金収入金額が98万円以下の人
・65歳以上の人で年金収入金額が148万円以下の人
- ②給与収入のみで年末調整が済んでいる人で、他に収入がない人
- ③確定申告書を玉名税務署に提出する人

非課税所得(雇用保険の失業などの給付、遺族年金、障害年金など)のみの人および無収入の人の申告

該当する人は、簡易申告で待ち時間なしで申告できます。受け付けでお申し出ください。

その他

- (1)株や土地の譲渡、住宅借入金特別控除・医療費控除をする人の申告
事前に税務署または税務課窓口で説明を受け、それぞれの関係書類を受け取り作成したものを申告当日にご持参ください。
- (2)所得税の振替納税をする人や、所得税の還付を受ける人の申告
本人名義の金融機関口座番号の控えと、その通帳の登録印をご持参ください。
※所得の内容によっては税務署で申告する必要があります。

申告に必要な書類

- ①印かん(通帳印が必要な場合もあります)
- ②障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など
- ③源泉徴収票(給与所得者および公的年金受給者)
- ④事業所得(営業・農業、その他事業所得者)などの収支計算をしてある内訳書
- ⑤控除証明書・国民年金保険料控除証明書や社会保険料の支払金額がわかるもの(生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、損害保険料・火災(地震)保険料など)
- ⑥その他
医療費控除を受ける場合には、医療費などの領収書または証明書(介護保険についても同じ)、医療費の明細書(税務課・税務署常備)、保険金などで補てんされた金額がわかるものを持参してください。
※申告を受ける前には必ず医療費の計算もしておいてください。

スムーズな申告をするために必要なこと

- 毎年、申告会場の混雑で皆さんに大変ご迷惑をおかけしています。会場の混雑を避けるためにも、以下のことを行いましょう。
- ①必要な書類を事前に作成する
医療費控除や収支内訳書、株や土地の譲渡、住宅借入金特別控除などの書類は事前に作成しご準備ください。
- ②書類を整理しておく
申告を受ける場合には、必要に応じて書類の確認をすることもあります。書類はすべて整理し持参するようにしてください。